

2017年2月度 理事会 報告

2017年2月3日(金) 14:30~16:30 於：JIPA 東京事務所

2017. 2. 3

[審議事項]

1. 海外派遣

以下の海外派遣2件を承認した。

- (1) 派遣名：「IIPPF 広東実務レベルミッション」 派遣種類：訪問代表団
 派遣地域：中国（広州） 期間：2/25~3/1 人数：5名
 派遣元：アジア戦略プロジェクト

・IIPPFのミッションの派遣であり、広東省の広州の知財法院、広州版權局、及び、知識産権局・工商局・質量技術監督局・食品藥品監督管理局で構成の4局合同会合を訪問し意見発信する。日本側で実施したアンケートとヒアリング等に基づき模倣品に関する重点監視が必要な市場の監視の強化、ネット再犯の取締強化、行政機関の連携取締強化、等を訴える。

- (2) 派遣名「日中企業連携会議」 派遣種類：会議派遣
 訪問地域：中国（上海、天津、広州） 期間 3/16~3/24 人数：11名と現地参加4名
 派遣元：日中企業連携プロジェクト

・中国3都市で会議本番を実施する。中国専利保護協会（PPAC）主催の天津会合と、上海知識産権局主催の上海会合は開始から10周年のため天津はシンポジウム形式の会合で行われる予定で、理事長も天津で挨拶のため派遣する。人数が多いが会員企業の契約ホテル、旅行会社交渉を駆使して派遣経費を抑えている。

2. 2017年度専門委員会研究テーマについて

・1月度に上程され1か月の各委員会の間での調整、役員見直しを経て再上程されテーマおよび各委員会の募集要件は承認された。2月6日よりこのテーマにて募集開始した(2月20日募集期限)。

3. 2017年度業種担当役員について

・2017年度の業種別部会の担当役員8名を承認した。4月1日より活動開始いただく。

4. 2016年度感謝表彰について

・東西部会で表彰する感謝表彰候補38名が承認された。過去5年間に研修講師、又は委員長などの役職を通算3期以上勤められた方が対象となる。今期の表彰者は研修関係が11名、後者の役職関係が27名である。因みに、本表彰は総会表彰の一般功労者表彰及び研修功労者表彰とは異なる。

5. 入会

・以下の1社の次年度入会を承認した。

<賛助会員>

- (1) マクスウェル国際特許事務所 (2017年4月1日付)
 会員代表予定 代表パートナー 弁理士 高村 雅晴 氏
 推薦者 グローリー株式会社 竹添 和人 氏

[報告事項]

6. 退会 (2017年3月31日付)

- ・以下の2社が本年度末で退会する。因みに、2月度の理事会現在で総会員数は1276社（正会員943社、賛助会員333）であり、年度当初からは2社増となった。

<正会員>

- (1) 東光株式会社（関東電気機器部会第4分科会）
- (2) 富山化学工業株式会社（関東化学第二部会第2分科会）

7. 主要施策の活動について

1) 政策プロジェクト活動報告

(1) アジア戦略プロジェクト：

- ・次年度の各WGの名前を、例えば、中国模倣品対策WGなど、名称変更して役割を明確にするように検討している。

a.模倣品対策WG：

- ・IIPPF 第1PJを開催し、弁理士会が参加した中華商標節の状況の共有化、広東ミッションの建議案のレビュー、意見交換会等の情報交換を実施した(1/27)。
- ・中国海関の訪日団との意見交換会を実施(1/12)。各機関間の連携を訴えた。

b.東アジア対応（法改正）WG：

- ・4月に訪中団を準備しており特許庁国際課も同行して専利代理人協会会長で全人代委員、全人代常務委員会へ訪問し意見交換する。

c.東南アジア / インド WG：

- ・インドネシア訪問代表団派遣（1/8～12）が報告された。ジャカルタの特許・意匠・商標局、ブランド保護団体MIAP、最高裁、税関ほか6機関を訪問して意見を発信した。発信内容は、知財侵害の非親告罪の改正要求、意匠の公開時期延期手続き採用、生物資源出所表示の運用緩和など。
- ・ジェトロインドの菅原氏とインド政府機関に対する要望内容と訪問分担を決めた（1/19）。インド商工会&インドIPGが1月中にムンバイのグプタ長官を訪問し、JIPA訪問団（2/6-2/8）でMIC DIPP（商工省）に訪問する。

(2) 日中企業連携プロジェクト：

- ・中国IPGに開催連絡（1/23）。中方企業が確定し3/17～3/23の中方会議資料も入手。日本からのオブザーバへの応募者1人（1/24現在）。但し現地IPGからオブザーバとして上海17名、天津10名、広州10名の参加がある。会場の関係もあり2/20で募集を締切った。

(3) 国際政策プロジェクト：

- ・2月に開催されるWIPO PCT国際機関会合（MIA）でのPCT出願明細書の項目であるアブストラクトの記載方法に関して特許庁と意見交換した（1/23）。
- ・1/15～20に独（ミュンヘン）にて開催された①三極ユーザ会議、②第4回GDTF（Global Dossier Task Force）会議、③IP5企業間検討会議（ICG：IP5 Industry Consultation Group）、④5庁ユーザ会議に参加した。

- ・会議①では、ユーザ間で衝突出願の扱い、Grace Period(GP)と中用権(GP 期間)に実施した他人の継続実施権を議論。会議②では 5 庁で民間に公開された One Portal Dossier(出願審査情報を電子公開するシステム)に対してユーザ間で意見を取りまとめ、各庁間の機能差をなくすこと、米国 IDS への取込み、等を特許庁実務側に要請。会議③では単一性、記載要件、手続き規則ガイド共有等の提案についてユーザ間で議論。会議④では、会議①～③での結論を 5 大特許庁の長官に提示し、今後、Industry-Input-Main Points というタイトルでまとめることになった。

(4) JIPA 知財シンポジウムプロジェクト：

- ・第 16 回 JIPA シンポジウムを 1 月 31 日に開催。募集期間が短かったが、参加総数 1047 名/応募 1355 名で過去最高の入場数となった。ポスターセッションは会長賞を関西中小数知財フォローアップ研究会、一位を同率でマネジメント第 1・2 委員会と意匠委員会、三位を商標委員会が受賞。

(5) WIPO プロジェクト：

- ・経団連会館で WIPO・経団連・JIPA 間会合を実施 (2/1)

WIPO ガリ事務局長を囲み JIPA 田中会長、経団連 堤 知財企画部会長 (三菱電機)、江村 標準化部会長 (NEC) を中心に役員で意見交換。Society5.0 に向けた経団連活動と JIPA シンポのパネル討議状況を紹介。ガリ事務局長から、法改正が技術革新に追いつかない Society 5.0 の時代には「契約」が重要な役目を担うこと、保護主義の台頭はグローバル化を妨げるかもしれないが警戒し、抗してゆくことが重要というコメントを得た。

(6) 知財活性化プロジェクト

- ・日本仲裁センター(弁理士会側)から当協会が協力したアンケート結果を聴取 (1/23)。365 社の回答を分析すると仲裁センターが使用されていないという状況で、ADR や調停、センター判定・事業適合性判定等のセンターのメニューの内容も知られていない。米国では現地企業間で調停や仲裁が多用されており、中国企業の台頭に対しても日本企業への周知化が必要であることが判明。

2) 審議会活動について

(1) 産構審) 知財分科会) 第 5 回意匠制度小委員会(1/10)

- ・ハーグ協定への加入後の状況について報告を受けるとともに、特許では導入済みであるが、意匠の優先権書類の各国間の電子交換の仕組みを導入する方向で議論した。

(2) 産構審) 知財分科会) 商標制度小委員会) 第 23 回商標審査基準 WG(1/24)

- ・類否判断の基準、要旨変更の扱いなど、商標法第 4 条、16 条等の取扱いに関する改訂審査基準について議論。修正審査基準はパブコメ募集が出されるので、意見を提出する予定。

(3) 同) 第 7 回営業秘密の保護・活用小委員会(1/31)

- ・グーグルと SOMPO HD のデータ利活用に関する取組が、データ保護制度の在り方について事務局案が紹介された後、検討すべき保護対象や要件、国内の他法令や他国の法制度を議論した。

(4) 知財戦略本部) 検証・評価・企画委員会) 第 4 回 新たな情報財検討委員会(1/20)

- ・データの保護・利活用に関して、関係省庁からデータ流通環境の整備、総務省の取組み、ほかの報告があり議論した。保護と利活用のバランスが重要で、制度等により一律に対応するのではなく、民間主導の契約書ベースで対応するのが良いのと意見が多数であった。

3) その他の活動

・タイ・ベトナム・インドネシア調査団報告 国際第4委員会

2016年12月11日から18日に実施した調査団の報告があった。タイ、ベトナム、インドネシア共に、現地語が出願権利化手続きに使用されるため、誤訳問題を含む翻訳対策、現地の特許調査について情報を収集した。収集情報は会誌に投稿する。

8. 委員・講師等 派遣(敬称略)と後援・共催

1) 委員派遣

特許庁平成29年度外国産業財産権侵害対策等支援事業ほか委託事業者選定委員会

委員：副理事長 熊谷 英夫 氏

委員：常務理事 別宮 智徳 氏

2) 後援と登壇者派遣

会議名「日本知的財産仲裁センター第19回シンポジウム」

主催： 日本知的財産仲裁センター

開催日時： 2017年2月23日 13:00~17:00

開催場所： 全社協灘尾ホール(新霞が関ビル内)

派遣登壇者： 専務理事 久慈 直登 氏

3) 後援

(1) 後援会議名「第8回産業日本語研究会・シンポジウム」

主催： 一財) 日本特許情報機構 (JAPIO) ほか

開催日時： 平成29年3月8日 13:00~18:00

開催場所： 東京・丸ビルホール (丸の内ビルディング7階) 参加費： 無料(事前申し込み要)

(2) 後援会議名「知的財産国際シンポジウム-アセアンにおける企業の商標戦略-各国制度の相違を踏まえて」

主催： 日本知財学会、日本弁理士会、東京医科歯科大学

開催日時： 平成29年3月17日 13:30~17:00

開催場所： 東京医科歯科大学M&Dタワー2階

参加費： 無料(事前参加申込制)

9. 事務局より

1) 知的財産推進計画2017意見募集スケジュール

・意見募集がされており、2月17日に意見提出するべく各委員会、政策プロジェクト、などの意見を事務局で取りまとめて作成後、電子審議を実施して、理事長名で提出する。

2) 委員募集 (2/6~20)、委員長編成期限 (3/8)、予算期限 (2/24) で次年度準備を行う。

3) 人材育成委員会・会誌広報委員会の委員派遣協力について

・委員が21名不足しており、役員企業、交代委員不選出企業等に協力を仰ぎ対応することとした。

派遣いただいていない企業には是非派遣協力をお願いします。

以上



2017年2月 関東・関西部会資料

2017年度 JIPA研修計画について

人材育成委員会

【JIPA 研修コース】 ★2017ニュース!!

①知財技術スタッフ研修コース 《A,B,C,D,Eコース》

専門家としての知的財産担当を育成する、基礎コースから専門コース

②技術部門向けコース《Gコース》

発明創出部門の技術者／研究者を対象

③グローバル研修《W,Fコース》 ★2017改編&新設あり!!

グローバル化する企業活動の知財スタッフを育成

④経営感覚人材育成研修《Tコース》

経営感覚と知的財産マインドを持ったリーダーや知財要員を育成

⑤臨時コース《Rコース》 ★一部コースを4月より募集開始!!

時代の変化・ニーズに対応したトピックス

★2016年度 受講者数
13,723名
※2017年1月23日現在



2017年度研修見直しポイント (1)

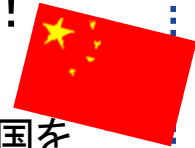
《グランドデザイン改訂！》

Wコース群リニューアル!! ★一部コース改編・新設

- ①各地域にフォーカスしたコースとして、中国に特化したコースを新設！
(従来は、米国・欧州・アジア全体のみ)

改編ポイント

諸外国と比較しても特殊な制度・経済活動でも密接な大国である中国を定例コースとして設けました。※2016臨時研修会トピックスも濃縮!!



- ②すべての地域コースに、中級・上級コースを完備 (米国・欧州・アジア・中国)

改編ポイント

【中級】各地域特有の法律理解をベースに
【上級】知財の活用と権利行使について

- ③Wコース群コースは、すべて関東・関西2地域開催です!

ポイント

異なる地区で同一内容の研修を受講できます。

リニューアルWコース群 2017年度より

【新設】▼中国:WC1、WC21 ▼欧州:WE21
 【改編】▼アジア:WA1、WA21 ▼欧州:WE1

次も例年通り開催予定です！

◎米国コース(WU1/WU21)、
 ◎WW1(条約)、◎WW3(外国商標)
 ◎WW26(契約)

※いずれも東西地区です。



※次項にコースデザイン全体を掲載



リニューアル！ Wコース群ラインナップ一覧

テーマ 地域・分野	特許	商標	地域別(法律・訴訟・権利行使等)				契約
			米国	☆上級増設！ 欧州	☆東西統一改編 アジア	☆新設地域!! 中国	
中級 レベル	<u>WW1</u> 国際特許 制度外国 特許基礎	<u>WW3</u> 外国 商標法	<u>WU1</u> 米国 特許制度	◎改編 <u>WE1</u> 欧州特許制度	☆改編 <u>WA1</u> アジアの特許制度	☆新設 <u>WC1</u> 中国知的財産制度	
上級 レベル	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 現地の実務に 精通した企業 人・代理人を講 師として迎えて います！ </div>		<u>WU21</u> 米国 特許訴訟	☆新設 <u>WE21</u> 欧州における知 的財産の活用と 実務	◎改編 ☆関西新設 <u>WA21</u> アジアにおける 知的財産の活 用と実務 ※従来関東のみ	☆新設 <u>WC21</u> 中国における知 的財産の活用と 実務	

過去に受講された方も、グローバル最新情報・実務習得のため、受講をぜひ御検討ください！





2017年度研修見直しポイント (2)

Rコースの一部を4月度より募集開始します！

社業と両立した研修受講計画を立てていただき、より多くの方々に活用いただけるよう、一部臨時研修を「准定例化」し、募集を4月より開始します。
年度計画時に、ぜひ御検討ください!! ★詳細は「2017年度研修案内」をご覧ください。

▼対象コース一覧(2017.01.17時点)

No.	研修コード (2016年度)	研修タイトル	開催時期 (2017年度)
1	R06	技術者のための特許情報	12月(東西)
2	R08	知財担当者のための国内中間処理実務の基礎	6月(東) 7月(西)
3	R12	わかりやすい特許判例の読み方	7月(東西)
4	R22	ネーミング理論とネーミングテクニック	11月(東西)
5	R28	英文契約書ドラフティング講座	8月(東) 7月(西)



ご提案：JIPA研修会のさらなる活用！

JIPA研修といえば、知財部門・技術開発部門の方の受講が中心ですが、会員企業従業員の方であればどなたでも受講できます。

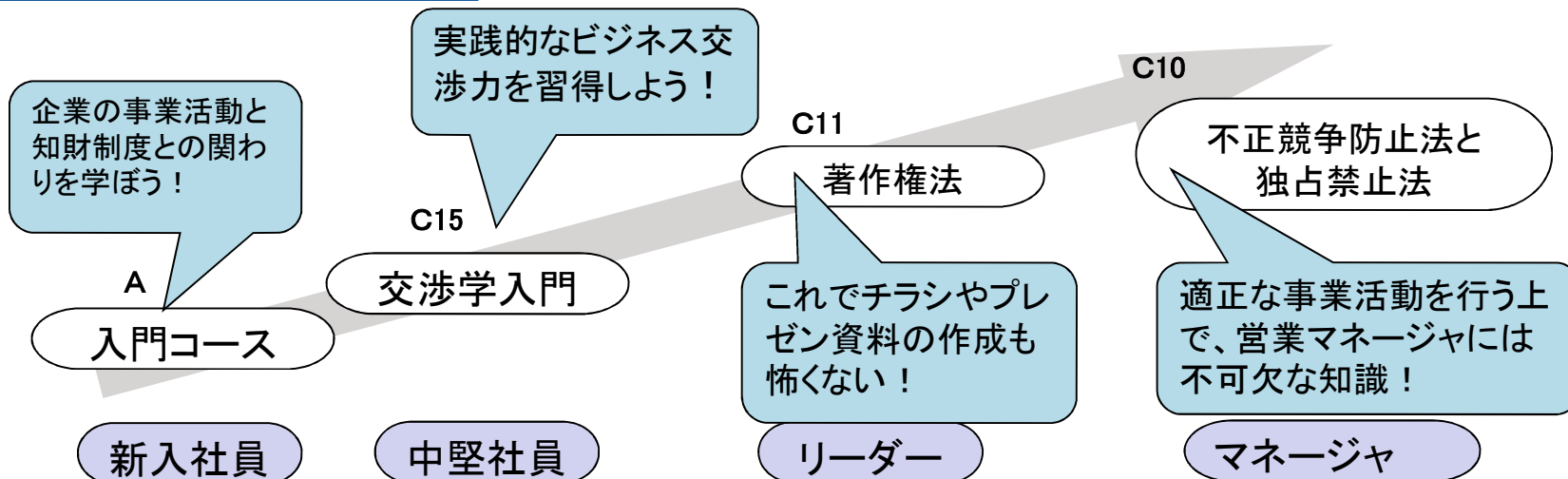
今や知的財産に関する知識は、グローバルな事業展開を行う上で、どのような部門で働く方にとっても必須の知識です。

研修ラインナップの中から、知財や技術開発部門以外の方にも自信を持ってお薦めできるコースの一例を紹介しています。

詳細はJIPAホームページ・研修案内に掲載の記事「知財部門・技術開発部門だけじゃないJIPA研修」をご覧ください。

★一部ご紹介！
営業向けモデルプラン

他部署と連携する知財関連業務をより円滑化のため、
ぜひ貴社内でも活用を御検討ください！！





今後のスケジュール

3月上旬 **新年度研修情報を公開掲載**
2017年度版「研修案内」をweb掲載

3月中旬 **2017年度版「研修案内」冊子を会員代表へ送付**
「知財管理誌」3月号と同梱

3月度 **関東部会・関西部会** **にて2017年度研修紹介**
※人材育成委員より。コンテンツについても詳細にご紹介！

2017年度定例研修

募集開始 **2017年4月3日(月)** **午前9時**

